

千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改定について

平成 28 年 1 月 22 日
千葉県健康福祉部健康福祉指導課
電話 043-223-2303

千葉県では、不特定多数の人が利用する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園その他の公共の用に供する施設について、千葉県福祉のまちづくり条例施行規則で「整備基準」を定め、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を促進しています。

このたび、整備基準の解説や施設等の整備にあたり配慮していただきたい事項をまとめた「千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を改定しました。

1 千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルについて

本マニュアルは、千葉県福祉のまちづくり条例施行規則で定めた「整備基準」を解説するとともに、公益的施設等*の整備にあたって配慮する事項を図解等によって、事業者や設計者をはじめ、県民にわかりやすく示すことを目的に作成したものです。

平成26年12月に千葉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に伴い、平成9年3月に作成した施設整備マニュアルの内容を改定しました。

※公益的施設等とは、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、事務所、学校、その他の不特定かつ多数の者が利用する建築物及び公共交通機関の施設、道路、公園その他の公共の用に供する施設をいいます。

2 施設整備マニュアルの構成

- ・ 基本的考え方……………各項目別の整備基準が求めている水準
- ・ 整備基準……………施設等を整備する際に適合させるよう努めなければならない基準
- ・ 基準の解説……………整備基準の内容をわかりやすく解説
- ・ 設計上の配慮事項…整備基準ではないが、設計のときに配慮していただきたい事項
- ・ 解説図……………参考となる整備例等

3 主な改定内容

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則改正による解説図の見直し

- ・ エレベータの籠の寸法の修正 (p.35 図4-1)
- ・ 男子用小便器の形状の修正 (p.43 図5-9) など

○バリアフリーに関する JIS 規格が定められたことによる内容の見直し

- ・ 案内用図記号の追加 (p.89 図11-1)
- ・ 誘導用床材、注意喚起用床材の修正 (p.106 1①)

○バリアフリー法に基づく国のガイドライン等による、設計上の配慮事項の見直し

- ・ オストメイト用設備への配慮 (p.42)
- ・ 車椅子利用者駐車施設への配慮 (p.64) など (裏面に続く)

3 閲覧方法等

(1) 千葉県ホームページから

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/machizukuri/jourei/aramashi/>

(2) 閲覧場所（平成28年4月を予定）

- 千葉県文書館行政資料室
- 県政情報コーナー（県庁本庁舎2階）
- 健康福祉部健康福祉指導課（県庁本庁舎13階）
- 県土整備部都市整備局建築指導課（県庁中庁舎3階）

なお、施設整備マニュアルの配布の予定はありません。